書面による入札の承諾申請に関しては、東日本都市再生本部総務部経理課に承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに書面による入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページhttps://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.htmlにて公開）による。

② 本工事は、申請書及び競争参加資格の確認並びに「施工実績」及び「簡易な施工計画」に関する資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式、タイプＢ）の工事である。

③ 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

④ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する試行工事である。

⑤ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の工事である。

⑥ 本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積価格書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積価格書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求め活用する方式の工事である（詳細は入札説明書による）。

なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。

⑦ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑧ 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。

⑨ 本工事は、発注者と受注者の双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「完全週休２日（土日）促進工事」である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

⑩ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。実施方法等の詳細については現場説明書の記載によるものとする。

⑪ 本工事は下記２⑿に掲げる専任特例２号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書第二号（専任特例２号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。

⑫ 本工事では、競争参加資格があると認められた者に対し、当該工事における資材等について当機構が市場調査により決定した単価及び歩掛の情報を試行的に提供することを予定している。

⑬ 本工事は施工のために必要な施工検討業務を含むものであり、その内容については施工検討業務特記仕様書による。

２　競争参加資格

⑴ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵ 当機構東日本地区における令和７・８年度の一般競争参加資格において、「土木工事」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、別途再審査により「土木工事」の再認定を受けていること。）また、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。

⑶ 単体企業にあっては当機構東日本地区における令和７・８年度の一般競争参加資格で、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）

⑷ 共同企業体とする場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

① 共同企業体における代表者は、当機構東日本地区における令和７・８年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観点数が1,200点以上であること。

② 共同企業体の構成員については、当機構東日本地区における令和７・８年度の土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受け、客観点数が1,150点以上であること。なお、共同企業体の構成は２社又は３社とし、各構成員の構成比率は２社の場合は30％以上、３社の場合は20%以上とする。

③ その他共同企業体の構成基準及び申請等については入札説明書による。

⑸ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑺ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑻ 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑼ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 当機構東日本都市再生本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑾ 平成22年４月１日から本工事掲示日までの期間に、元請として施工を完了した土木工事のうち、次の条件を全て満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（下記⑿②において同じ。））

① ＤＩＤ同等地区又は交通規制ありの条件下で、橋長30m以上の橋梁上部工事の施工実績

② ＤＩＤ同等地区又は交通規制ありの条件下で、交差点を含む道路改良工事の施工実績

※①、②は別工事でも可とする。

※単体企業については①、②の両方の施工実績を有すること。

※共同企業体においては、共同企業体を構成する各社において①又は②のいずれかの施工実績を有し、かつ、各社合わせて①及び②の両方の施工実績を有すること。

なお、施工実績として認定する発注者については、公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）及び民間のいずれも可とする（下記⑿②において同じ）。

⑿ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。ただし、下記⒀の配置を行う場合においてはこの限りではない。

① 以下いずれかに該当する者であること。

・１級土木施工管理技士の資格を有する者

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者